

# 日本古代の錢貨出挙についての覚書

三上喜孝

Notes on Cash Loans in Ancient Japan

はじめに

- ①奈良時代の借錢文書の検討
- ②木簡にみる借錢文書
- ③平安時代における借錢文書  
おわりに

## 【論文要旨】

律令国家により錢貨が発行されると、平城京や平安京などの都城を中心に錢貨が流通すると同時に、錢貨による出挙（利息付き貸付）が広範に行われるようになった。この錢貨出挙については、これまでも古代史の分野で膨大な研究蓄積がある。なかでも正倉院文書に残るいわゆる「月借錢解」を素材とした研究により、古代の写経生の生活の実態や、各官司・下級官人による出挙運営の実態を明らかになってきた。だが古代の都市生活の中で錢貨出挙が果たした役割についてはなお検討の余地がありそうである。そこで本稿では、正倉院文書、木簡、六国史の記事を再検討し、錢貨出挙が都市民に果たした役割を総体的に検討した。

正倉院文書の「月借錢解」（借錢文書）といえは宝亀年間の奉写一切経所のものがあるが、宝亀年間より前の借錢文書からは、短期貸付の場合の無利息借貸、錢の運用のために貸し付けられた「商錢」、天皇の即位等にもなう「恩免」など、出挙錢のさまざまな存在形態をうかがうことができる。出土木簡からも錢貨出挙が平城京や

平安京で広範に行われていたことが推定でき、借用状の書式の変遷を知る手がかりを与えてくれる。

錢貨出挙の際に作成される借用状は、奈良・平安時代を通じて「手実」「券」などと呼ばれ、不整形な紙が用いられていた。平安時代の借錢文書の実物は残っていないが、書式は奈良時代の借錢文書のそれを踏襲していたとみてよいだろう。

康保年間（九六四～九六七）の「清胤王書状」の記載から、錢貨出挙のような錢貨融通行為が、錢貨発行が途絶える一〇世紀後半に至ってもなお頻繁に行われていたものとみられることは興味深い。錢貨出挙は律令国家による錢貨発行以降、都を中心に恒常的かつ広範に行われており、これを禁ずることは平安京における都市生活にとって支障をきたすことになったのであろう。それはとりもなおさず、平安京の都市生活における大規模な消費と深く関わっていたと考えられる。

## はじめに

律令国家が成立し、国家により銭貨が発行されると、それにともない、平城京や平安京などの都城を中心に銭貨が流通すると同時に、銭貨による出挙（利息付き貸付）が広範に行われるようになった。この銭貨出挙については、これまでも古代史の分野で膨大な研究蓄積がある。なかでも、正倉院文書に残るいわゆる「月借錢解」は当時の銭貨出挙の実態を知る格好の材料である。「月借錢解」を素材とした研究の多くは、古代の写経生の生活の実態や、各官司・下級官人による出挙運営の実態などを追求しており、一定の成果を上げてきたことは周知の事実である<sup>1)</sup>。

一方、最近では中世史の側から、債務史という立場から銭貨出挙をとらえようとする試みがあらわれている。

井原今朝男氏は、宋銭の流通の背景に古代における銭貨出挙の広範な存在を想定し、古代銭の代替銭として宋銭流通が始まったのだと指摘した<sup>2)</sup>。これは古代銭貨の流通の本質を、広範な債務関係に求めた点でこれまでにない視点であり、古代史の分野からもあらためて検討をする必要がある。

また氏は、中世の借用状成立について詳細に検討する中で、その前史として古代の正倉院文書に残る「借錢解」についてもとりあげている<sup>3)</sup>。中世の借用状の前史として「借錢解」を位置づけてよいかどうかも含めて、古代史の側からの再検討が必要であろう。

そこで本稿では、これまで中央官司の財政運営や写経所官人の生活の実態と引きつけて検討されることが多かった古代の銭貨出挙について、それにとらわれず、銭貨出挙全体の実態全体を視野に入れ、古代の都市生活者にとって銭貨出挙の果たした役割を考察することにした。

こうした考察の前提として、やはり現在残っている古代の銭貨出挙に

関する文書に注目する必要があるだろう。そこでまずは正倉院に残る「月借錢解」を中心に検討してみることにした。

## ①奈良時代の借錢文書の検討

——宝亀年間より前の借錢文書を中心に

冒頭で述べたように、これまで正倉院文書の月借錢解の研究は、おもに古代の写経生の生活の実態や、古代の各官司や下級官人の出挙運営、財政運用の実態という側面から行われ、数多くの成果があげられてきた。

一方中世史の側からは、井原今朝男氏が中世の借用状の前史としてこれらを取り上げ、様式の種類など古文書学的な考察を行っている。だが検討を要する点も多く、あらためて古代の「月借錢解」じたいの分析が必要であるように思われる。

ところでこの「月借錢解」の名称は、正倉院文書のなかでも、とりわけ宝亀年間に作成されたいわゆる奉写一切経所の文書中に見える名称であり、銭貨出挙の際に作成される借用には実際は多様な呼称がみえる。

そこで本稿では、とりあえずこうした銭貨出挙の際に作成された文書を「借錢文書」と呼ぶことにし、以下検討を進めていきたい。

正倉院文書中の借錢文書をみていくと、宝亀年間のいわゆる奉写一切経所の月借錢解がまともに百通ほど存在しているが、実は宝亀年間より前の借錢文書も存在しており、両者は書式が異なっていることがわかる。すなわち、次のように分類できる。

- a 宝亀年間より前の借錢文書
- 天平勝宝二年（七五〇）四通
- 天平宝字二年（七五八）三通
- 天平宝字五年（七六一）一通

天平宝字年間 一通

b 宝亀年間の奉写一切経所の「月借錢解」 約一〇〇通。

これまでおもに検討されてきたのはb段階のものであった。確かに、奉写一切経所の月借錢解は比較的量もまとまっており、書式において共通性もみられ、月借錢の一連の手続きが追える史料として重要である。これに対して、aの文書群は、点数も少なく、まとまった情報を得ることができざるわけではない。だが、実は両者は書式の点で全く異なっており、bとは別に、あらかじめ検討して見る必要がある。井原今朝男氏は古代の借用状としてaとbを一括して考察し、分類しているが、両者は分けて考えるべきだろう。そこでここでは、これまであまりふれられることがなかったa段階の文書について検討してみることにはしたい。まず、a段階の文書すべてを掲げよう。

【1】出挙銭解（統修二五、大日古三一三九一）

謹解 申請出挙銭事

合銭二百冊文 限半倍

質門田一段

右、件銭、秋時不過成而進上、謹解。新田ア宿称入加、惠良古宇都久志女、二人生死同心、成而進上。■謹解。

天平勝宝二年五月六日

【2】出挙銭解（統修二五、大日古三一三九五）

謹解 申出挙銭請事

合請銭四百文

高屋連兄胙

質口分田二段

相妻笑原木女 女稲女 阿波比女

□ 人生死同心、八箇月内半倍進上、若期月過者、利加進上、謹解。若年不過者稲女 阿波比女二人身入申

天平勝宝二年五月十五日

【3】出挙銭解（統修二五、大日古三一四〇五）

謹解 申請出挙銭事

合銭肆伯文 質式下郡十三条卅六走田一町

受山道真人津守

息長真人家女

山道真人三中

右、件三人、死生同心、限八箇月、半倍將進上、若不進上者、息長黒麻呂將進上、仍録状、以解。

天平勝宝二年五月廿六日息長真人黒磨

【4】借貸銭解（統修後集二〇、大日古三一四〇六）

謹解 申請借貸銭事

合請銭一貫六百文 受人出雲安麻呂

右件銭者、八月内進上、仍状具注、以謹解。

天平勝宝二年六月五日

文進人大倭目佐伎万呂

【5】上道真浄月借錢解（統修二二、大日古四一二六一）

謹解 申請借錢事

合銭壹貫文

右件銭請借貸、以来七月上旬、依数將進納。仍具注状、謹解。

天平宝字二年二月下走上道真浄

「恩免了」

【6】氏未詳真養月借錢啓（統修四六、大日古四―二七三）  
謹啓 請錢借事

合錢老貫 卅日許

右、請月借、一月限、本利并必納報、仍状注、謹白。

天平勝宝二年六月廿七日真養謹狀

使刑部阿古売

「恩免」

【7】長瀬若麻呂啓（正集四四、大日古二五―二四五）  
謹啓

請官錢暫老百文

右錢、今夜之間所請如前。謹啓。必將進明日。

十一月一日 長瀬若麻呂謹狀

謹上 道守尊 座下

【8】丸子人主月借錢解（統修二五、大日古四―五〇八）  
謹解 申請商錢事

合伍貫文

右錢限八箇月、成半倍將進納、若過期月、成老倍將進納。仍拳事狀、  
謹以解。

天平宝字五年八月廿九日丸子人主

保漆部枚人

（別筆）

「人々借用錢七百七十文

廿文借大湯坐古万呂 五百文主典付丸マ足人

五十文習宜佐官 廿文鴨マ糞万呂  
十文草立付床嶋 廿文工広道  
卅文大湯坐古万呂 七十六文酒主

【9】阿刀人成借錢注文（統々修二四帙五裏、大日古二―二四〇）  
請借錢事

合五十文「不用」

二月十八日阿刀人成

aの文書をみてまず気づくことは、貸付銭に対する多様な呼称である。「出拳銭」「借貸銭」「借錢」「商銭」「借用銭」などの呼称がみられる、これらを同一の用法と見なしてよいかどうか、あらためて検討する必要がある。

まず「出拳銭」に関しては、利息付貸付銭を意味する言葉と考えて問題ないであろう。「借貸銭」については議論があるが、【4】【5】のように、「借貸」と書かれている文書に利息に関する文言が見えないものが複数例あることからすると、稲の「借貸」の場合と同じく、無利息借貸を意味すると考える余地は十分にあると思う。もともと、【7】のように、ごく短期の場合であれば、実際には無利息貸付が行われていた。宝龜四年の月借錢文書にも次のようなものがある（統修二三、大日古六―四七四）。

高向小祖解 申請用代銭事  
合老貫文

右件銭者、限廿日許、所請如件。謹以解。

宝龜四年二月十五日

「以同日且下充五百文（雑用之内、以七月十二日返上了）上馬養」  
 「以十六日下調布一端（自一切経司請来之内）上馬養」  
 「以七月六日返上了」

これも二十日間という短期間の借り受けであり（もともと、実際の返済日は七月）、文書の記載から無利息であったと考えられる。「月借錢」という呼称が一般化する宝亀四年の段階で「用代銭」と述べているのも、無利息貸付であることを意識しての表現であろう<sup>6</sup>。

また、これと類似の表現に「借用銭」というのがある。「8」の別筆部分には人名とともに貸付額らしき銭貨の数が列記されている。同様のものは、続々修四三帙二（大日古一一—四一九）に、「天平勝宝二年借用銭録帳」という帳簿があり（「借用銭注帳」という題籤軸が付されている）、写経生の人名と銭貨の額、そしてその用途（「智識」「筆直用」「油直用」など）がそれぞれ記されている。おそらくは特定の用途に使用する際に必要な銭を貸し付けた際の帳簿であろうと思われる。ここには収納に関する記載もみられるが、利息についての記録がみえない点には注意する必要がある。

一方で、「6」のように「借錢」は利息付貸付の際にも使われており（「本利并必納報」）、ここで使われている「月借」の用語は、のちの「月借錢」という表現とも通ずる。もともと、後述するように「月借錢」の呼称じたいは天平期からすでに木簡で使用されているが、宝亀年間以降の奉写一切経所の段階で「月借錢解」というように書式が統一されたのだろう。

また、「8」に「商銭」という語もある。「商銭」については、有名な『日本霊異記』中巻第二四が参照される。

閻羅王の使の鬼召さるる人の賂を得て免す縁 第二十四

檜磐嶋は、諾楽の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西里に居住む。

聖武天皇の世に、其の大安寺の修多羅分の銭三十貫を借りて、越前の都魯鹿津に往きて交易ひ、之を以ちて運び超えむとして船に載せ、家に來らむとする時に、忽然に病を得たり。（後略）

ここでは檜磐嶋が大安寺の修多羅銭を借り受けて敦賀の津まで交易にいくという話が語られる。磐嶋は交易のあと、突然病に倒れ、生死の境をさまようが、閻羅王の使者である鬼に対して賄賂を与えたため、難を免れたという話である。ところでこの話の末尾には、

大唐の徳玄は、般若の力を被りて閻羅王の使に召さるる難を脱る。  
 日本の磐嶋は、寺の商銭を受けて閻羅王の使の鬼に追ひ召さるる難を脱る。

とあり、檜磐嶋が大安寺から借り受けた銭のことを「商銭」と表現している<sup>7</sup>。つまり、交易などにより利潤を獲得するために必要な銭を当時「商銭」として貸し付けていたのである。「8」にみえる「商銭」の額が、「伍貫文」と他にくらべてやや多いことをあわせて考えると、正倉院文書にみえる「商銭」も、『日本霊異記』にみえる「商銭」と同義と考えてよいかと思う。

このように、銭貨貸付には、利息付貸付や無利息貸付といった性格のもののほか、銭の運用のために貸し出される場合もあったのであり、銭貨出挙については多様な形態が存在したことに注意しなければならぬ。もう一つ注目したいのは、「5」「6」の天平宝字二年（七五八）の借錢文書にみえる「恩免了」「恩免」（返済免除）という書き込みである。

井原氏はこの「恩免」について不詳とする<sup>8</sup>。たしかにこれまでこの「恩免」の理由については不明であったが、いずれも天平宝字二年のものであることからすると、何かこの時の特殊な事情で「恩免」が行われた可能性が高い。一つの想定として、同年八月朔に行われた淳仁天皇即位と関わらせることが可能ではないだろうか。

天平宝字二年八月朔に、大炊王が即位して淳仁天皇になったことが





裏北方外郭内の土壙SK八二〇から出土した「月借錢解」と、「川口関務所」の過所木簡に記された習書である。この二点の木簡で注目されるのが、前者が月借錢解の書式をふまえていると考えられるのに対し、後者は、「□□白大郎尊者□□下に借錢を請う」というように、純粹漢文ではなく日本語文で記されているとみられる点である。習書という性格も考慮しなければならぬが、後者の木簡の作成年代がやや遡るとすれば、借錢文書の書式は八世紀の間に段階的に整えられたとみることができ、かも知れない。いずれにせよ、現段階では事例があまりに少ないので、すべては今後の課題とせざるを得ない。

### ③平安時代における借錢文書

次に平安時代の借錢文書について検討する。すでに指摘されているように、正倉院文書のような実際の借錢文書が残っている例はないが、借錢文書が取り交わされていたことが確認できる史料がいくつか存在するので、その検討からはじめたい。

まず、有名な『続日本後紀』承和六年（八三五）閏正月丙午条によれば、上野国言、前年綱領郡司等、称下填調庸欠并減直物上、借取諸司諸家出拳錢、其手実云、附以来年使将報上、而不令後年綱領知情、而封家諸司等便割調物、先補錢代、廻利為本、動成数倍、年中所報、殆及万貫、官物未進莫不由此、望請、下知諸家以除此煩者、仰下諸司諸家七道諸国禁制之。とあり、都への調庸運搬の責任者である綱領郡司が中央の諸司諸家から出拳錢を借りる際に、「其手実云、附以来年使将報上」というように、「手実」を作成していることが確認される。しかもこの部分にはなほだ示唆的で、「手実」の引用部分である「附来年使将報上」という返済約束の文言は、さきにもみた奈良時代の借錢文書の「秋時不過成而進上」「限八

箇月將進上」「以来七月上旬、依數將進納」「二月限、本利并必納報」「限八月、半倍將進納、若過期月、成一倍將進納」といった表現と類似しており、平安時代の借錢文書の書式が奈良時代以来のものをふまえていたことをうかがわせる。

また、借用状を「手実」と呼ぶことに関しては、『類聚三代格』卷十九、禁制事、延喜五年（九〇五）十一月三日官符に、  
太政官符

應禁制諸院諸宮諸司諸寺諸王臣家依土浪人道俗等私遣使者、  
弁判定訴訟事

右処參河国解稱、謹檢令条云、訴訟從下始。又云、犯罪者皆於事發処官司、推斷。然則土人浪人及僧尼等、若有訴訟者須先陳於事發処官司、官司不、若所斷違理者隨即越訴於上官。而愚暗道俗屬託勢家、請諸院諸宮諸司諸寺諸王臣家使、其所遣之使已非其人、專施威勢恣行猛暴。不弁是非、濫論無道。国郡官司不堪凌辱、又乱斗入部内、好行濫惡、以旧歲之手実勸多年之息利、百姓被冤盡頭逃散、郡司恐威吞舌不訴。吏民之煩莫大於斯焉。伏案去寬平八年十一月廿日下当道諸国符旨、只停止争田宅等、不被禁訟雜犯事、望請官裁、依准彼符同以禁制、然則国郡无騷擾之憂。一、吏民斷威劫之恐者、左大臣宣、依請、諸国准此。

延喜五年十一月三日

とあり、ここで「以旧歲之手実勸多年之息利」という表現がみられることから、一般に借用状のことを当時「手実」と呼んでいたことが明らかになる。「手実」といえば、古代では計帳作成の際に戸主が戸の構成員を自己申告した「計帳手実」（戸令18造計帳条）や、写経生の作業量を自己申告した「写経生手実」などが知られている。これらはいずれも自己申告書であり、しかもその形態は不整形の紙を用いているという点が



特徴である。奈良時代の借錢文書もやはり不整形の紙を用いており、「手実」と呼ぶにふさわしい形態といえる。

借用状はまた「券」ともいわれる。『日本書紀』上卷第十三「凶しき人 房の母に孝養せずして現に悪しき死を得る縁」には、大和国添上郡の「瞻保」という人物が、自分の母に対して貸した稲を無理やりに取り立てるといふ親不孝な人物が登場するが、その中で「出挙の券を拾り、其の庭の中にしてみな已に焼き滅す」という一節がある。これは穎稻私出挙の場合だが、「出挙券」という表現が使われている。古代における「券」の用法としては、土地売券や質券などが知られており、出挙の際に作成される文書もこうした文書と同種のもので意識されていたのだろう。

以上きわめてわずかな例であるが、八、九世紀を通じて、借錢文書がおもに不整形の紙や木簡を用いて作成され「手実」「券」と呼ばれていたこと、そして書式も八、九世紀で共通していたと思われることを指摘した。こうした借錢文書が都を中心に広範に作成されていたことは十分想定でき、平安京の時代にあっても、奈良時代の借錢文書と同様のものが広く作られていたとみてよいことになろう。

こうしたことをふまえ、平安時代における錢貨出挙の意義について考えてみたい。

そもそも、錢貨出挙は財政運営上の必要から各官司を中心に行われていたものであった。<sup>17)</sup> 『続日本紀』天平十六年(七四四)四月丙辰条には、

以下始營<sup>18)</sup>紫香樂宮<sup>19)</sup>、百官未<sup>20)</sup>成、司別給<sup>21)</sup>公廩錢惣一千貫<sup>22)</sup>、交関取<sup>23)</sup>息永充<sup>24)</sup>公用<sup>25)</sup>。不<sup>26)</sup>得<sup>27)</sup>損<sup>28)</sup>失其本<sup>29)</sup>。每年限<sup>30)</sup>十一月<sup>31)</sup>。細録<sup>32)</sup>本利用<sup>33)</sup>令<sup>34)</sup>申<sup>35)</sup>太政官<sup>36)</sup>。

とあり、この時初めて官司により公廩錢が設置され、錢貨出挙による財政運営が行われるようになった。写経所による錢貨出挙も財政運営上の必要から行われたという側面があることはよく指摘されている。<sup>18)</sup>

九世紀においても、

○『日本後紀』卷廿一弘仁二年(八一)四月甲戌条

勅。河内国税分錢三百貫、便充<sup>37)</sup>當國<sup>38)</sup>、限<sup>39)</sup>三箇年<sup>40)</sup>、出挙收<sup>41)</sup>利、為<sup>42)</sup>造堤料<sup>43)</sup>。又彼國課<sup>44)</sup>丁少<sup>45)</sup>數。無<sup>46)</sup>人<sup>47)</sup>差役<sup>48)</sup>。其散位<sup>49)</sup>位子、留省之徒、不<sup>50)</sup>直<sup>51)</sup>本司<sup>52)</sup>。常在<sup>53)</sup>郷里<sup>54)</sup>者、宜<sup>55)</sup>限<sup>56)</sup>三年<sup>57)</sup>、補<sup>58)</sup>國中雜任<sup>59)</sup>。計<sup>60)</sup>其上日行事<sup>61)</sup>与<sup>62)</sup>考言<sup>63)</sup>上<sup>64)</sup>。又割<sup>65)</sup>公廩息利<sup>66)</sup>。充<sup>67)</sup>堤所食料<sup>68)</sup>。其代者、廻<sup>69)</sup>給隨便國<sup>70)</sup>。三年以後復<sup>71)</sup>旧焉<sup>72)</sup>。

○『日本後紀』卷廿二弘仁三年(八二)七月壬午条

賜<sup>73)</sup>山城、摂津、河内三国新錢各二百卅貫<sup>74)</sup>。出挙取<sup>75)</sup>利、充<sup>76)</sup>堤防用<sup>77)</sup>。

○『三代実録』卷四十六元慶八年(八八四)九月十四日辛未

勅、以<sup>78)</sup>新錢卅三貫<sup>79)</sup>、相分給<sup>80)</sup>左右京職<sup>81)</sup>出挙、以<sup>82)</sup>其子錢<sup>83)</sup>送<sup>84)</sup>大學寮<sup>85)</sup>、充<sup>86)</sup>学生業料<sup>87)</sup>。先<sup>88)</sup>是、大學頭從五位上兼守右少弁藤原朝臣佐世奏言<sup>89)</sup>。

といった形で出挙の利息収入が官司の特定の財源に使われる例がある。

ただ、こうした官司運営にともなう錢貨出挙に先立って、貴族の家政機関によりすでに出挙が盛んに行われていたと考えられることにも注意する必要がある。先にあげたように、長屋王邸宅跡や二条大路から出土した木簡からも「出挙錢」と記されたものが見つかっており、八世紀前半段階で「出挙錢」が、官司ではなく貴族の家政機関によって行われていたことは間違いない。帳内・資人などをはじめとする家政機関に属する人々は、出挙錢を借りうけることで、本主との間に恒常的な債務関係を有していたのではないだろうか。

本来、五位以上の貴族の出挙に関しては、養老雜令24皇親条に、

凡皇親及五位以上、不<sup>90)</sup>得<sup>91)</sup>遣<sup>92)</sup>帳内資人、及家人奴婢等<sup>93)</sup>。定<sup>94)</sup>市肆<sup>95)</sup>興販<sup>96)</sup>。其於<sup>97)</sup>市沽売、出挙、及遣<sup>98)</sup>人於<sup>99)</sup>外<sup>100)</sup>廻<sup>101)</sup>貿易、往來者<sup>102)</sup>。不<sup>103)</sup>在<sup>104)</sup>此例<sup>105)</sup>。

とあり、市における出拳が認められている。時代が降るが、承和八年（八四一）には平安京の西市の東北角空閑地に「出拳銭所」が設けられる（『続日本後紀』承和八年二月丙寅条）が、これは八世紀以来、市を拠点として、王臣家による錢貨私出拳が盛んに行われていたことが背景にあるのだろう。

さらに、地方の調庸物納入の必要上からも、錢貨出拳は不可欠なものであった。さきにとりあげた『続日本後紀』承和六年（八三九）閏正月丙午条によれば、調庸の輸納責任者である「綱領郡司等」が、調庸の欠損を埋め合わせるために、中央の諸司諸家から出拳銭を借りたが、かえってそのために調物が出拳銭の返済にあてられ、結果的に官物未進を増大させる事態を引き起こしているという。すなわち錢貨出拳が、調庸物の補填との関わりで恒常的に行われている様子が読みとれる。

このように中央官司のみならず、都へ調庸を納める地方の郡司層にとっても、錢貨出拳を媒介にして京において恒常的な債務関係が存在していたと考えられるのである。すなわち、中央官司、王臣家、地方の国郡司など、さまざまなレベルで日常的な錢貨融通の活動が京を中心に行われていたのである。

また時代は下るが、九条家本延喜式の紙背文書として伝えられている康保年間の「清胤王書状」にも、以下のような記述がみえる。<sup>20</sup>

一 淡路守宅事

件宅直、自<sub>二</sub>伊与国忠許<sub>一</sub>、借錢百六十貫持来、即充<sub>〔行カ〕</sub>直、本直三百五十貫者、猶以未<sub>レ</sub>下<sub>三</sub>百余貫<sub>一</sub>也、件屋被<sub>レ</sub>更無<sub>二</sub>雜屋<sub>一</sub>、只今屋不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>立、是依<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>料物<sub>一</sub>也、此由屢<sub>〔申カ〕</sub>修理進、清胤參上之後、用物勘文度奉入、用残之<sub>〔勘文也〕</sub>、

この「清胤王書状」は、康保三年（九六六）五月から九月にかけて、在京の三世王清胤王から在国の前周防守に充てた一連の書状であり、公文勘会の進行状況を中心とし、京中の種々の雑感を書き添えているが、こ

の中に錢貨に関する記載も含まれており、最後の皇朝十二錢の乾元錢が發行された頃の錢貨使用の実態を知る上で注目される。<sup>21</sup>

この史料では、清胤王が淡路守宅の買取に際して伊与国忠の許から錢百六十貫を借りたことが述べられている。当時、京内での土地売買の際に錢貨が必要とされ、それが借錢により調達されていた実態があったことがわかる。

こうした錢貨融通行為が、錢貨發行が途絶える一〇世紀後半に至ってもなお頻繁に行われていたものとみられることは興味深い。錢貨出拳は律令国家による錢貨發行以降、都を中心に恒常的かつ広範に行われており、これを禁ずることは平安京における都市生活にとって支障をきたすことになったのであろう。それはとりもなおさず、平安京の都市生活における大規模な消費と深く関わっていると考えられる。

## おわりに

以上、古代の錢貨出拳を考える前提として、おもに借錢文書に注目しながら奈良時代から平安時代にかけての錢貨出拳の存在形態について考えてみた。本稿では基礎的な史料の提示や考察にとどまっており、今後、古代の都市生活における錢貨の役割を考えていく上で錢貨出拳の問題を突き詰める必要がある。そのために残された課題も多い。

例えば、そもそも農業慣行から生まれた稲の出拳と同様の貸付方法が、錢貨の場合にも適用し得たのはどのような論理にもとづいているのだろうか。平安期にみられる、錢貨の發行に際してそれを「早穂」として神仏に献上するという事実とも関連するのかも知れず、都市において広範な錢貨出拳が可能になった背景をさらに検討する必要がある。

また、ことは古代だけにはとどまらない。冒頭で紹介したように、井原今朝男氏は、中世の渡来錢の流通の背景に、古代において錢貨出拳を

媒介とする零細な債務関係が広範に展開していたという前提があり、それが渡来錢の流入とともに復活したのではないかと想定しているが、実際に古代の錢貨出挙の実態を検討してみると、たしかに都を中心とするような債務関係が広範に存在していたことは十分に想定できるのである。古代の錢貨出挙の問題は、中世における渡来錢流入の問題ともからめて、引き続き検討していかなければならない課題といえよう。

註

- (1) 相田二郎「金錢の融通から見た奈良朝の經氏等の生活」〔歴史地理〕四一—二・三、一九三三年)、鬼頭清明「八、九世紀における出挙錢の存在形態」〔日本古代都市論序説〕法政大学出版局、一九七七年)、榮原永遠男「平城京住民の生活誌」〔都城の經濟機構〕〔日本の古代9都城の生態〕中央公論社、一九八七年)、中村順昭「奉写一切經所の月借錢解について」〔日本歴史〕五二六、一九九二年)。
- (2) 井原今朝男「宋錢輸入の歴史的意義—沽備法と錢貨出挙の發達—」(池亨編『錢貨—前近代日本の貨幣と国家』青木書店、二〇〇一年)。
- (3) 井原今朝男「中世借用状の成立と質券之法—中世債務史の一考察—」〔史学雑誌〕一一一—二、二〇〇二年)。
- (4) 井原前注論文。
- (5) 相田註(1)論文、滝沢武雄「鎌倉時代の利錢」〔史観〕、井原注(3)論文など。
- (6) 「用代」については、長屋王家木簡に  
・天平八年七月十六日殘錢□□一貫一百七十九文中鮭五隻直百文使乙猪知  
高典又古鱈直五十文使五百嶋知熊毛十七日遺網曳二百文受少進宣熊毛又先用代料  
五十文(高市年益貢之) 知熊毛十八日智識料四百文知大春大夫熊毛八月九日鴨(四羽/直)  
百文(受六人国足) 又三羽直七十五文(受国足) 宣大春日□□十二日二百文(受飽/海采女)  
・宣大春日大夫  
三〇〇×五九×五 〇三二型式  
というのみみえ、「用代料」の語が確認される(『木簡研究』一一)。

- (7) 榎木謙周「商人と商業の發生」(新体系日本史12 流通經濟史) 山川出版社、二〇〇二年)にも同様の指摘がある。
- (8) 井原註(3)論文。
- (9) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』一三三。
- (10) 奈良国立文化財研究所編『平城京 長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館、一九九一年。
- (11) 前註書。
- (12) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二九。
- (13) 註(10)書、寺崎保広「二条大路木簡の年代」〔日本歴史〕五三一、一九九二年など参照。
- (14) 『平城宮木簡』一一七〇。
- (15) 『平城宮木簡』一一七九。
- (16) 辻裕司「京都・平安京右京八条二坊二町」〔木簡研究〕一七、一九九五年。
- (17) 榮原註(1)論文。
- (18) 榮原永遠男「奉写一切經所の財政」〔追手門学院大学文学部紀要〕一三、一九九七年。
- (19) 鬼頭註(1)論文。
- (20) 『平安遺文』二九〇—二九八号。『山口県史 資料編 古代』。なお、寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」〔山口県史研究〕六、一九九八年)が原本調査にもとづく本文校訂と口語訳、注釈を行っている。
- (21) 三上喜孝「平安時代の錢貨流通」〔史学雑誌〕一〇五—九、一九九六年。

(山形大学人文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇〇三年四月四日受理、二〇〇三年七月一八日審査終了)

## Notes on Cash Loans in Ancient Japan

MIKAMI Yoshitaka

Once the Ritsuryo state began to mint coins, they circulated mainly in the castle towns of the Heijo (Nara) and Heian (Kyoto) capitals. At the same time, cash loans called *suiko* that were interest-bearing loans became a widespread practice. Research undertaken to date using loan documents that remain among the records of the Shosoin have revealed details of the daily lives of low-ranking officials and the management of loans issued by public offices during the ancient period. However, such studies have stopped short of addressing the question of what kind of role these cash loans played in ancient urban life. This paper presents an overview of the role of cash loans in the lives of urban dwellers on the basis of a re-examination of various written materials.

Documents from the Shosoin reveal various types of cash loans, including non-interest loans in cases of short-term lending, cash loans for commercial purposes, and special cases in which debtors were exempted from repaying loans. We may surmise from information provided by *mokkan* (inscribed wooden tablets) as well, that cash loans were widespread in the Heijo and Heian capitals. These *mokkan* also provide a useful guide to understanding the changes that occurred in the forms of loan documents.

Loan documents that were drawn up when a loan was made were referred to by terms such as “*shujitsu*” and “*ken*” through the Nara and Heian periods, for which non-standard letters were used. Although there are no extant loan documents from the Heian period, we may conclude that the form they took followed that of loan documents from the Nara period.

Even when the issuing of money was suspended during the latter half of the 10th century, these kinds of monetary and financial practices continued with some frequency. From the time when the Ritsuryo state began issuing coins, cash loans were a constant and widespread practice in the capital, and prohibiting this practice would have impeded the way of life in the Heian capital. That is to say, cash loans have strong links to the large-scale consumption that took place in Heian urban life.